

業務委託契約書

1 業務名 県主導新規就農者研修制度に係るカリキュラム作成等業務

2 履行場所 広島県農林水産局農業経営課が指定する場所

3 履行期間 令和 年 月 日 から

令和 9年 2月 28日 まで

4 委託料 _____

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 _____)

5 契約保証金 免除する。

6 特約事項

- 発注者は、受注者の請求により必要があると認めるときは、委託料の一部を概算払することができる。
- 受注者は、(1)の委託料の概算払を請求しようとするときは、委託料概算払計画書及び委託料概算払請求書を発注者に提出するものとする。
- 受注者は、(2)の規定により概算払を受けたときは、業務委託契約約款第30条第2項の通知に基づき、通知後10日以内に、委託料概算払精算書を発注者に提出する。
- 受注者は、(3)の委託料概算払精算書に基づき、差引過不足額を、発注者の指示により精算する。
- 受注者は、この業務について、業務委託契約書のほか、「業務委託仕様書」、「県主導新規就農者研修制度に係るカリキュラム作成等業務処理要領」に従って業務を履行するものとする。

上記の業務について、発注者と受注者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、別紙の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、当事者記名・押印の上、各自その1通を所持する。

令和 8年 月 日

発注者 住所 広島県広島市中区基町10番52号
広島県

氏名 代表者 広島県知事 横田 美香 印

受注者 住所

氏名 印